

第3号様式（第12条関係）

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	令和7年度(2025年度)第3回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和8年(2026年)3月27日(金) 午後2時30分～午後3時30分
3 開催場所	越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1
4 会議の概要	議事 I 協議事項 (1) 令和7年度第2回介護保険運営協議会会議録について (2) 第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について II 報告事項 (1) 介護保険施設等整備に係る公募等の状況について (2) 令和7年度地域密着型サービスの指定等の状況について (3) 越谷市介護保険条例の一部改正について (4) 越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金について ※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 Tel 963-9305 (直通)
9 そ の 他	

令和 7 年度（2025年度）

第 3 回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和 8 年（2026年） 3 月 2 7 日（金）

市役所エントランス棟 3 階 会議室 3－1

越谷市介護保険運営協議会

令和7年度（2025年度）第3回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和8年（2026年）3月27日（金）、午後2時30分～午後3時30分

場 所 越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、古橋委員、島田委員、加藤委員、高橋(信)委員、中村委員、中島委員、得上委員、北山委員、会田委員、田島委員、宮崎委員、吉尾委員、高橋（昌）委員、青木委員、植竹委員

事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼地域共生推進課長、会田地域共生部副参事兼介護保険課長、西岡地域共生部地域包括ケア課長、中村保健医療部地域医療課長、相田地域共生部地域包括ケア課調整幹、神谷地域共生部介護保険課副課長、中村地域共生部介護保険課副課長

外4名

傍聴人：なし

《以下議事録》

1 開 会

司 会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第3回越谷市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととしております。

本日は、委員総数20名のうち、17名の方がご出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、7番の佐藤委員、8番の蔭山委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、2号委員、学識経験者の方につきましては、1名変更がありましたので、ご紹介させていただきます。越谷商工会議所よりご推薦いただきました、委員番号15番の宮崎大輔委員でございます。本来であればここで自己紹介をいただきたいところですが、時間の都合上、後ほど委員名簿にてご確認いただければと存じます。

2 諮 問

司 会 それでは、次第に従いまして、福田市長から第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について諮問をさせていただきます。

この諮問は、老人福祉法及び介護保険法により令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、越谷市介護保険条例第12条の規定に基づき、越谷市介護保険運営協議会の皆様に審議をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、星野会長、久保田副会長、福田市長におかれましては、お席の方へご移動をお願いいたします。

市 長 越谷市介護保険運営協議会会長、星野晴彦様。

第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、諮問。

第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、委員の皆様よりご意見を賜りたく、越谷市介護保険条例第12条の規定により諮問いたします。

よろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

3 挨拶

司 会 それでは、福田市長よりご挨拶を申し上げます。

市 長 改めまして、こんにちは。越谷市長の福田でございます。本日はご多用の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から星野会長様をはじめ委員の皆様には本市の介護保険運営に多大なるご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

ただいま第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について諮問をさせていただきました。皆様ご承知のとおり、全国的に生産年齢人口が減少し、団塊の世代が後期高齢者となった2025年には65歳以上の方の割合が総人口の29.4%に達しました。本市でも令和8年3月1日時点の高齢化率は25.7%、そのうち後期高齢者の割合が61.4%と年々高齢化が進んでいる状況でございます。こうした状況の中、高齢者の保健福祉水準の向上、また住み慣れた地域で自立した日常生活が営める社会の実現に向けて、次期計画の策定は大変重要であると考えております。令和8年4月には、介護

保険制度開始から27年目を迎えることとなりますが、本市では制度開始当初の第1期計画より、計画の基本理念として、高齢者の自立支援と市民、企業、行政の協働による参加型福祉を掲げ、本計画に位置づけた各施策の推進に取り組んでまいりました。

委員の皆様には、次期計画が一層実効性のある計画となるよう、豊富なご経験、専門的なお立場から忌憚のないご意見、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 続きまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

星野会長、よろしくお願いいたします。

星野会長 皆様には、ご多忙の中、ここにお集まりいただきまして感謝申し上げます。

改めて感じていることでございます。前にこういう計画を立てるのであれば、大体高齢者がどれくらいいる、そしてまた施設をどれくらい造ればいい、そしてまた在宅サービスをどれくらい造ればいいというような、ある意味でオーソドックスなラインが描けたのではないかと思います。ところが、今そういうことではないというふうに思います。というのは、まず人手の問題、それから、そういう参入業者がどういうところが入ってくるのだろうか、そしてまた社会の格差が広がっている、そして経済的な問題がサービスなどに投入できるサービスの問題なども限度が出てくるなどということを考えると、現実的なところでお金の問題、そして組織の問題、人の問題、ニーズの問題、そういったことを鑑みながら、本当に必要とされる方にどういうサービスが必要なのか、どういうことが必要なのか、またその地域というものがどういうふうになっていかなければいけないのか、人が人として生きていくのは、どういうふうに地域との中で生きていけるのか、そういったところも含めて本当に考えていかなければいけない。ここで机の上の計画を立てていけばいいというそれだけではないという、そういう本当に厳しい状況にあって、改めて皆様の現場のリアルなお知恵を、深いお知恵をここでいただきながら、こういった市長よりいただきました課題に対して、私どもも誠意を持って対応していく必要があるのかなと思っております。日々、事務局にはリアルタイムな、また適切な情報提供を感謝いたしておりますけれども、そういったものを踏まえて、委員の皆様のお知恵を持ってしっかりとしたものを市長にお返しできるように努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

福田市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

〔市長退席〕

司 会 委員の皆様には、諮問書の写しを配付させていただきます。

〔各委員へ、諮問書の写しを配付〕

司 会 ただいま諮問書の写しを配付させていただきました。

委員の皆様には、第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について今後ご審議いただき、当運営協議会としての答申という形でご意見をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。事前に郵送にて5点の資料を配付してございます。1点目が本日の次第、2点目が、右上に資料1と書かれた「令和7年度第3回越谷市介護保険運営協議会」、3点目が、資料2「令和7年度第2回介護保険運営協議会会議録」、4点目が、資料3「介護施設等の基盤整備に関する意向調査票案」、5点目が、資料4「越谷市介護保険条例の一部改正について」、以上5点でございます。

また、このほか当日の配付資料といたしまして、4点の資料を配付してございます。1点目が資料4、越谷市介護保険条例の一部改正についてでございますが、こちらは皆様に事前に郵送したものと内容は同じですが、カラーで印刷したものととなります。議事の際はこちらをご参照ください。

2点目が資料5、令和8年度介護保険施設等の整備等について、3点目、4点目は委員名簿と席次表でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

司 会 そうしましたら、本日の審議におきまして、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議につきましては、会議録作成のため内容を録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、皆様のところにはもう既に送られたものの中に、目次というのでしょうか、本日の協議事項、それから報告事項等が示されていると思います。

このような議事に従って議論を展開していきたいと思っております。この運営協議会の議事内容については、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条第1項に基づき原則公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、事務局にお伺いいたしますが、本日の会議について傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 傍聴者はありません。

議長 ありがとうございます。では、傍聴者なしということですので、このまま会議を進めさせていただきます。

4 議 事

(1) 令和7年度第2回介護保険運営協議会会議録について

議長 それでは、皆様、お分かりでしょうか。送られてきた資料の中に協議議題、目次というのがありまして、協議議題、協議事項です。大きくは2点で、細かく言えば3点、それから報告事項が、大きく言えば4点、細かく言えば5点ということになろうかと思えます。これを円滑に、かつ深い議論の下で進めさせていただきたいと思っておりますが、本日の会議はおおむね1時間強を予定しております。皆様の円滑なご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず第1です。1番、令和7年度第2回介護保険運営協議会、前回の会議録についてということでございます。この点については、皆様に既に郵送いたしまして、内容を確認していただいております。その中でちょっと細かい文言の発言のところで、ニュアンスのところで一部修正したいという発言の方が申出がありということで、修正を行ったということでございます。決して本質的なところではございません。そういう修正があったということを聞いておりますが、事務局のほうはそれでよろしいですね。

事務局 はい。

議長 ということで、議事録はこれでファイナルなものにさせて、修正したものをもってファイナルなものにさせていただきたいと思えます。皆さん、それでよろしゅうございますね。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 では、前回の議事録については、改めて微細の文言を修正したものをもって承認いただいたものとして進めさせていただきます。

(2) 第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について

①策定方針(案)について

議 長 それでは、本丸といいますか、順次重要な事項について議論していきたいと思います。これから計画を本当に考えていかなければいけないということになるかと思うのですが、協議事項になります。

第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)についてということになります。

それで、事務局からご説明のほうをお願いしたいと思いますが、本件は項目が2つあるために、項目ごとに分けて、だから先ほど申し上げましたように、大きい項目、小さい項目と申し上げましたけれども、項目ごとにご説明いただきたいと思います。

まず、策定の方針(案)ということ、策定の方針(案)というところから、まず全体像を皆様にご説明いただければというふうに思います。

では、よろしくお願いします。

事 務 局 それでは、2の第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてのうち(1)、策定方針(案)についてご説明をいたします。資料1の2ページをお開きください。

令和6年度から令和8年度を事業計画期間とする第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の2年目が間もなく終了し、次期計画となる第10期計画の作成を開始する時期となりました。

初めに、計画策定の概要についてご説明をいたします。ア、策定の根拠ですが、資料2ページに記載のとおり、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画から成り、これを一体的に策定いたします。

また、本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を内包いたします。

次に、資料3ページを御覧ください。イ、計画の位置付けですが、10期計画は、国が示す基本指針や県が策定する埼玉県高齢者支援計画及び埼玉県地域保健医療計画などとの整合性を図るとともに、本市の市政運営の根幹を成す第5次越谷市総合振興計画や、地域福祉の推進の基本となる越谷市地域福祉計画などとも整合を図りながら計画の作成を進めてまいります。

ウ、計画期間ですが、法の規定により3年を1期としていることから、10期計画は令和9年度から令和11年度までを計画期間とします。

エ、計画策定体制（案）ですが、9期計画の体制を参考に掲載しております。本日、市長から介護保険運営協議会に諮問が行われましたので、今後は当協議会委員の皆様からの答申をいただくこととなりますが、皆様からのご意見をいただくにあたり、計画のフレームや素案といった、いわゆるたたき台につきましては、図の中ほどにございます第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会及びその下部組織である作業部会にて案の作成を進める予定でございます。

次に、資料4ページをお開きください。ここに記載しておりますのが、9期計画策定時の体制を参考としました、検討委員会と作業部会の構成委員の案でございます。こちらにつきましては、新年度早々設置に係る起案決裁を行い、速やかに立ち上げる予定です。

次に、資料5ページを御覧ください。こちらは、今後のスケジュール案を掲載しております。表中、左の欄が当協議会の開催予定時期となります。ちなみに、本日の協議会が「令和7年度第3回」と記載されている部分でございます。

なお、令和8年度の当協議会の開催は5回を予定しておりますが、場合によって開催の時期や回数が変更となることもございますので、あらかじめご承知おきいただければと存じます。

今後につきましては、本日いただいたご意見を踏まえつつ、計画の策定に向けた具体的な準備を進めてまいります。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局のほうから大きな図というか大きな概要を示していただきました。簡単に言うところからやりますよということ、それから本格的に始まるとなるとそれなりのタイトな作業になるだろうということ、そしてまたそのときに適宜私たちもしかるべく意見を申し上げていくという感じになろうかと思えます。

皆様のほうから何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。

どうぞ。A委員、お願いします。

A委員 大した質問ではないのですが、計画策定図の中で「事務局、高齢介護部」となっているのですが、現状は高齢介護部はないのですが、どうのことでしょうか。

事務局　それでは、お答えをいたします。

次年度の組織編成の関係で部名、またちょっと1点訂正がございますが、課名も若干変わる課がございます。今現在「高齢介護部」というふうに記載されておりますのが、私たちの地域共生部の次期の編成した部となる内容でございます。こちら右側の作業部会のところに「地域共生推進課」と書かれておりますが、こちらが次年度、「高齢福祉課」という名称に変更となる予定でございます。

皆様、資料の4ページでございます。「地域共生推進課」が「高齢福祉課」という名称になります。こちらについてよろしく願いいたします。

議長　A委員、いいですか。要はそうですよね、組織編制、変わるということ。アナウンスなしに言われたら、いや、熟知してもらえるように、A委員からそういうのがあったという話になると思います。いずれにせよ、そういった統治者能力のある部署の担当者がついて、こういった計画の基礎資料を作ってくださいという形になろうかと思います。

ほかに何かございますでしょうか、皆様。よろしいですか。これは、最初にこういう方向で、こういう布陣で臨みますよと。これくらいのスケジュール感で臨みますよということを皆さんに全体像をお示ししたものというふうに理解しております。

(2) 第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

②介護保険施設等の基盤整備に関する意向調査について

議長　では次、介護保険施設等の基盤整備に関する意向調査について、先ほどで申し上げましたところで言うと、2つ目の小項目と申し上げましょうかに移りたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明お願いいたします。

事務局　それでは、(2)、介護保険施設等の基盤整備に関する意向調査についてご説明をいたします。

資料1の6ページをお開きください。本調査は、市内介護保険施設等における大規模修繕などの活用による長寿命化を鑑み、各事業者の中長期的な展望等を確認するとともに、市内の地域密着型サービス等の基盤整備について、各事業者の意向などを把握するためアンケート調査を実施するものです。

各調査票につきましては、皆様のお手元にある別添の資料3のとおり案を作

成しておりますので、こちらも御覧ください。資料の3となります。本調査の対象となる事業でございますが、調査票①では、特別養護老人ホーム等の大規模修繕、改築、増床及び改修増床の意向を確認するため、その運営法人を対象に調査を行います。

調査票②では、特定施設入居者生活介護及び地域密着型サービスの整備に係る意向を確認いたします。これらの調査の実施期間としましては、令和8年4月から5月頃を予定しており、各事業者からの回答は電子申請にて行っていく予定でございます。今後につきましては、本日いただきましたご意見を踏まえ、本調査の実施に向けて準備を進めてまいります。

なお、この結果を基に、第10期計画における施設整備の方針を検討していく予定です。

続きまして、本日は、前回の当協議会においてご説明をいたしました、これは参考資料になりますが、前回の運営協議会のほうで議題とさせていただきました基礎調査の実施状況を参考資料として掲載をさせていただきました。こちらは資料1の7ページ、8ページに調査の概要と回収状況などを掲載しております。

ここで、この基礎調査の資料について若干補足をさせていただきます。市民向け調査の回収状況のうち、今回と前回の回収結果ですが、比較しやすいよう、どちらも3月中旬時点における速報値を掲載しております。前回9期計画作成時の基礎調査では、当協議会へ結果を報告した後、市民の方からご提出があり、若干数字が変動しておりますので、本日はこの数値についても皆様にお伝えをいたします。

一般高齢者、前回の回収数というところに、今皆様のお手元には6,031とありますが、回収数が6,081、回収率が70.7%、こちらが最終の値となります。要支援高齢者の回収数が、お手元には2,983とあると思いますが、最終値3,012、回収率が73.6%でございます。在宅介護実態調査の前回の数値837と記載されておりますが、回収数845が最終値で、回収率72.5%でございます。今回の調査におきましても、最終報告書の数値、確定値、こちら少し上乗せされる場合がありますので、こちらはまた最終報告書の中で記載をさせていただきます。

なお、市民向け、事業者向けの各調査の詳細結果、各項目ごとの詳細結果につきましては、現在集計中でございますが、集計が終わり次第、委員の皆様

は改めてご報告をさせていただきます。

説明は以上です。

議長　　ということで、今、事務局のほうからご説明いただきました2つの側面があると思います。1つは事業者に対して行っているもの、特に今後、事業の基盤整備に関してどうなのかということ、これはまたこれでこれから調査に入ること。それから次は、今、進行中の基礎調査ということについて進行しているということ、こういったエビデンスに基づいて、また皆様のご意見を伺いながら、また一つの計画というものにつなげていく必要があるだろうということになるかと思います。そういった意味での事業者の基盤整備の部分と、今進行している調査の部分、それについて事務局のほうから説明があり、今は具体的な結果が出ているというよりは、こういった数値での回収状況であるということをお示しいただいたということになるのかなというふうに思っております。皆様のほうから何かここら辺はどうなのとかいうことで、ご意見とかご質問とかございますでしょうか。

B委員、何かあります。

B委員　　特にないです。

議長　　特にいいですか。

C委員、何かあります。いいですか。

C委員　　はい。

議長　　D委員、何かあります。これは聞いてくれとか。

D委員　　大丈夫です。

議長　　大丈夫ですか。

皆様、いいですか。

〔発言する人なし〕

議長　　正直言わせていただいて、何か出てきて、何かこういうトラブルがあるとか、そういうふうなことがあるとまた皆様、知恵がびびびと働かれるのでしょうかけれども、これはあくまでこういう人たちに聞いていると、打つべき手は打っているところをお示しいただいたということなのかなと思いますので、少なくともこういうエビデンスを皆様にご提示すべく努力しているということをお示しいただいたのかなということになろうかと思います。

では、この点についてはよろしゅうございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

議 長 ということになりますと、協議すべきことについては以上となろうかと思
います。

報告事項

(1) 介護保険施設等整備に係る公募等の状況について

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）改修増床について

②特別養護老人ホーム等大規模修繕費補助事業について

(2) 令和7年度地域密着型サービスの指定等の状況について

議 長 次、報告事項のほうに移りたいと思います。報告事項1番、介護保険施設等
整備に係る公募等の状況についてということで、事務局からよろしいでしょ
うか。

事 務 局 それでは、ちょっと報告事項につきましても、関連性がこちらございますの
で、1番と2番を合わせて報告をさせていただきます。

では、1番の介護保険施設等整備に係る公募等の状況について、また、2番
の令和7年度地域密着型サービスの指定等の状況について、こちら関連がござ
いますので、2つ合わせてご報告をさせていただきます。

初めに、介護保険施設等整備に係る公募等の状況についてご説明をいたしま
す。資料1の9ページ、こちらをお開きください。初めに、介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）の改修増床についてご報告をいたします。こちらは、
令和7年9月1日から10月3日までの期間で募集を行い、記載のとおり2施
設14床の応募がございました。

選考方法につきましては、職員及び当協議会の星野会長、久保田副会長で構
成する介護保険施設等事業者公募選考委員会にて、書類審査及びヒアリング審
査を行い、選考の結果は、記載の2者を選定いたしました。選定した2施設に
つきましては、明年、令和9年4月1日から増床をすることとして手続を進め
てまいります。

なお、参考資料といたしまして、その下、市内介護老人福祉施設の圏域別施
設数を併せて掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

次に、資料10ページをお開きください。(2)番として、特別養護老人ホ
ーム等大規模修繕費補助事業となります。こちらは、令和7年12月15日か
ら12月18日までの期間で募集を行い、記載の特別養護老人ホーム2施設及
び養護老人ホーム1施設の計3施設から応募がございました。

選考方法につきましては、応募者が作成いたしました建物劣化度調査票を基に、職員が現地確認及びヒアリングを行い、部位ごとの劣化度及びそれらを合算した総合劣化度を算定し、その劣化度の高い順に2施設を選定いたしました。

なお、選考結果につきましては、記載の2者を選定いたしました。こちらは、令和8年度当初予算に計上しておりますので、順次、手続を進めてまいります。

次に、令和7年度地域密着型サービスの指定等の状況についてご説明をいたします。資料1の10ページです。こちらは指定等につきましては、廃止が2件のみでございました。法人名等につきましては、御覧の記載のとおりです。

なお、今年度、応募のなかった地域密着型サービスの公募につきまして、本日追加でお配りしております別添資料5、こちらを御覧ください。1枚の資料です。資料5、前回（第2回）の当協議会にてご案内させていただきましたとおり、こちらの公募は令和8年度に改めて当該サービスの公募を行います。募集の内容は、今年度の内容を基とし、募集の受付期間や事業者が準備を行う期間を今年度より少し長めに設定していく予定でございます。具体的なスケジュール等の詳細につきましては、資料を御覧いただければと存じます。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

要領よく説明していただいてありがとうございます。ポイントは4点ほどあると思います。まず1つ、介護老人福祉施設の改修増床についてということですが。要は増床についてかように選考したということが9ページに書いてございます。それは選考委員を設置して厳正な審査を行ったということだと思います。

それから、大規模修繕について、これは老朽化とかをまた踏まえて、ヒアリングとか現地確認とかそういったことを踏まえて2施設を対象に展開していくということで、7番、その3番目としては、地域密着型サービスの指定のことについては2件廃止があったということで、それから次、実際に昨年度小規模地域密着型のほうを募集したにもかかわらず、応募がなかったことに対して、改めて今後再公募を行っていくということです。特に何か再公募については、特別な手を打つということよりも、期間をちょっと考慮するという感じで対応しているということになろうかなと思います。これでいいですね。という4点をすごく要領よく説明していただき、ありがとうございます。

これは、特に地域密着型などについては、結構これさり気なく大きい問題なのかなというふうにも思いますけれども、もしそういうことを含めて何か皆様

のほうからご意見とかご質問とかあればよろしく願いいたします。

どうぞ、E委員。

E委員 すみません、介護老人福祉施設の改修増床についてということなのですが、前回のようにショートステイのベッド数を減らしてということと、あと施設の中で増改築を含まないで改修するというのがあったと思うのですが、この2つの例はどちらになりますか。

議 長 では、事務局のほうから。

事 務 局 それでは、お答えいたします。

今回の改修増床につきましては、2施設とも短期入所からの転換というところで、今回特別養護老人ホームに転換する内容でございます。

以上です。

議 長 その辺りのニュアンスというのは非常に大切なことだと思います。

どうぞ。C委員、マイクをお願いします。

C委員 私も、今お話にあったように、介護保険施設の整備等について、ショートステイのほうから特養への増床ということなのですが、ショートステイの枠は今後も減っていくような方向になるのでしょうかというのをちょっと確認したかったです。一応私のほうでは、ご家族が用事とかでショートステイをご利用しているのですが、それだけではなく、ご家族の負担を軽減するために定期的にショートというものを使って在宅での介護を安心して継続できればというふうにちょっと進めることもあるので、ある程度ショートステイ、もちろん入所も大切なのですが、ショートステイも確保していただけたらなと思います。

以上です。

議 長 今のご意見というのは、市としてどう考えているのかということ。だから、今回については、どちらかというとその事業者のほうで諸般の事情から申し出てきたと。それに対して駄目とは言えないでしょうという感じ。うまく言えないのですが、そういった希望の中で増床ということでの対応がされたということだと思います。改めて市としてそういったことについて何か考え方があればということだと思うのですが、あります。

事 務 局 それでは、お答えをいたします。

今の短期入所の重要性というのは私たちも認識しているところでございます。なので、今回、特別養護老人ホームに転換という形でしましたが、施設側については空床利用、短期入所は空床利用をできるだけしていただくようにという

ことで、市からもご案内をしているところでございます。

説明は以上です。

議 長 今おっしゃったことはすごく大切なことだと思いますし、そういったことはきちんと議事録に残して、事業者の意向というだけではなくて、市としても考えていることは確認しておければなというふうに思います。

ほかに何かご意見ありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

議 長 ありがとうございます。

（３）越谷市介護保険条例の一部改正について

議 長 では、次の議題に移りたいと思います。

では次、報告事項３、越谷市介護保険条例の一部改正についてということですが、事務局から説明お願いできればと思います。

事 務 局 それでは、越谷市介護保険条例の一部改正についてご説明をいたします。別添の資料４、今日のＡ３のカラー刷りの資料となります。

本件は、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、第１号保険料への令和７年度税制改正による影響を遮断するため、介護保険法施行令が改正されることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は、議案として３月定例会に上程し、議会の採決を得ております。

では、その詳細についてご説明をいたします。初めに、左側の改正の背景の２つ目の囲いの部分、グレーで網掛けをしております介護保険の第１号被保険者の保険料を御覧ください。介護保険における第１号被保険者の保険料は、市町村民税の課税の有無、また合計所得金額等を保険料段階の所得基準として用いており、本市では１５段階の所得基準を設けております。

次に、その下、令和７年度税制改正についてですが、国においては、物価上昇への対応と就労調整に対応する観点から、給与所得控除の最低保障額を５５万円から６５万円に１０万円引き上げる見直しが行われました。この見直しによりまして、一部の被保険者の保険料段階が下がり、対象となるのは、保険料段階が主に６段階以上で、かつ給与等の収入金額が５５万１，０００円以上１９０万円未満の方となります。この方が令和８年度の保険料収入が減少する可能性があります。このことを示したものが資料の左側中段の図でございます。

第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としており、上段の税制改正前は、グレーの網掛けのとおり保険料収入額を見込んでおりましたところ、下段のとおり税制改正後は、令和8年度の保険料収入が減少する可能性があるものです。

仮に保険料収入の減少に伴い事業運営が難しい状況となった場合は、本市の介護保険給付費準備基金の取り崩しや、埼玉県財政安定化基金の貸付により運営資金を補填することとなりますが、本市の基金を取り崩した場合は、次期計画期間に見込まれる給付費の伸びに対し保険料を算出する際、その上昇を抑えるための基金が減ることになり、その結果、次期保険料の上昇が見込まれるところです。

また、県の財政安定化基金の貸付を受けた場合は、次期計画期間に見込まれる給付費等の費用にこの貸付分の費用を上乗せし、保険料を算出することとなるため、先ほどと同様、保険料の上昇が避けられない状況となります。こうしたことから、令和8年度の保険料収入の減少を防ぐための措置として、今回の改正を行うものです。

次に、2. 改正の概要でございますが、(1)の令和7年度税制改正により、給与収入額が55万1,000円から190万円以下の方については、給与等の収入が前年と同じ水準であっても合計所得金額が減額となり、市民税が非課税となる場合がございます。

そのため、この令和8年度保険料段階の判定を税制改正による影響がなかった場合と同様の判定となるよう、所得の額を調整するため保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を新設しました。

資料右ページの上段、青文字で書かれた、例：合計所得金額の判定というところを御覧ください。こちらはそのケースの話になりますが、令和7年度のその方の、ある一定の方なのですけれども、この方が第7段階とした場合、税制改正前は年金収入が130万円、そうすると年金所得が20万円となります。給与収入160万円の場合、給与所得が105万円となります。合計所得125万円ということで、保険本人の保険料段階といたしましては第7段階という方がいた場合、この方が全く同じ収入とした場合、この見ていただくのはこの給与所得というところを見てくださいと95万円、要は10万円ずつ下がっています。この10万円下がったもので計算をすると、合計所得115万円となりまして、保険料段階としては第6段階、年額で8万6,400円という

ことで、保険料もこの方については保険料額が下がります。ただ、この影響を遮断するということで、一番右側、今回特例を入れたことで加算額10万円ということであると思いますが、こちらが今回の特例の算定でございます。そうすると、合計所得125万円となりまして、税制改正の影響がなかったものとして判定をすることとなります。

では、資料左下にお戻りください。また、②として、令和8年度市民税非課税者のうち、令和7年度税制改正の影響で、市民税非課税となる方については、市民税課税者に該当するものとみなす保険料率の算定に関する基準の特例を新設しました。こちらも例でご説明をいたします。

右側の2段目の図です。市税課税・非課税の判定というところでございます。税制改正前が第6段階の方でございますが、こちらにつきましては、右側に税制改正を受けますと、給与所得のところが15万円というふうになっております。そうしますと、最終的なこの方、合計所得が35万円になりまして、越谷市では合計所得金額が41万5,000円以下の場合は住民税が非課税となる、扶養親族等がない場合ですが、住民税が非課税となります。そうしますと、第6段階であった方が第3段階まで保険料の段階が下がることとなります。こうした影響を遮断するため、この特例を入れることで一番右側の図、加算額10万円をプラスさせていただくと合計所得が45万円となりまして、税制改正前と同じ保険料段階となります。

再び資料左下にお戻りください。以上の2つの特例につきましては、税制改正による保険料への影響を遮断するために設けたものでございます。しかしながら、次の(2)のように、条例改正後の算定により、令和7年度市民税が非課税であり、かつ令和8年度も引き続き市民税非課税である被保険者のうち、この特例の影響によって、意図せず令和8年度の保険料段階が市民税課税の段階と判定されてしまう場合がございます。そのため、こうした被保険者に対しては、市民税非課税の保険料段階と同額となるよう特例減免を適用いたします。

資料右ページの3段目、緑の文字で書かれました課税・非課税の判定という欄を御覧ください。こちらの場合ですと、第1段階の方、年額2万520円ということで税制改正前でございます。給与収入が、この方90万円ということで、給与所得35万円の方が就労調整によって、今回税制改正があるからもう少し働いても非課税のままいられるだろうということで、少し働かれて給与収入が100万円になりましたと。ただ、給与所得については今回の控除があり

ますので、10万円下がって給与所得35万円ということで、本来であれば第1段階となります。ただ、今回のこの先ほど2つご説明いたしました内容を適用させますと、加算額の10万円がこちらに足されることとなると、合計所得が45万円となりまして、第1段階の方が第6段階まで金額が上がります。この場合に、7年度非課税、8年度非課税の方については特例の減額の適用ということで、第1段階の金額まで減額するというところで特例を設けているところでございます。

以上が制度改正の内容でございます。こちらの内容につきましては、令和8年4月1日から施行することとし、市民の皆様に対しては「広報こしがや」、また市のホームページにて速やかに周知するほか、例年6月に送付いたします介護保険料の決定通知書などに制度の案内を掲載してまいります。

事務局の説明は以上です。

議長 すみません、確認なのですけれども、これはもともとこの越谷が独自で考えたというよりも、国がこういうことの動きの中で、改めて全国的にこういうふうにしたらということですよ。それを踏まえて、越谷としてはオーソドックスな、国からの通知に基づいて保険料を上げなければならないだろうと。だけれども、そういうときにご本人たちに不利益のないように、こういう右側のようないろんな手を打っているという、そういう理解でいいですか。

だから、逆に言うと、唐突に越谷が考えたというのではなくて、やはり税制改正等のかんがみしましたときに、越谷もそれに準じてそういうふうにはせざるを得ないと。ただ、そのままでいいのかということでこういう手法を打っていると。これはもう、こちらでの議論するマターではなくて、もう市議会でも決定したということでございますので、もう決定マターで、ただ時代がこういうふうに動いていると。越谷はこういう配慮をしているし、それをまた市民にも混乱のないような周知等を行っているということになろうかと思えます。という理解でよろしいですよ。

そういうことを踏まえて、今ここでもうこの改正をやめてくれということではなくて、もし皆様のほうで何かご質問とかご意見とかあればお示してください。

F委員 これで了解です。

議長 まあとしか言いようがないです。

議長 こういうふうに時代が動いていると。税制改正に伴ってこう動いているし、越谷としてもそれに対して衝撃を少なくできるだけしたいなということの中で

こういった配慮をしたということになるかと思います。

よろしいですか、皆さん。

〔発言する人なし〕

(4) 越谷市主任介護支援専門員法定研修受講支援事業費補助金について

議 長 では、次に行きたいと思います。越谷市主任介護支援専門員法定研修受講支援事業費補助金について、これ事務局のほうからお願いします。

事 務 局 それでは、こちらの補助事業についてご説明をいたします。

資料1の11ページをお開きください。高齢化率の進展に伴い、介護サービス利用者の増加が続く中、介護現場においては、介護の担い手不足や質の向上が喫緊の課題となっております。特に豊富な経験や専門的な知識、技能が求められる主任介護支援専門員の確保、職場への定着などは、本市としてもその重要性を認識しているところです。さらに、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることが原則ですが、有資格者の人材不足から、これまで一定の要件を満たす場合、主任介護支援専門員以外の者でも管理者となれる経過措置が認められてきました。しかしながら、令和9年3月31日をもってこの経過措置が終了し、管理者要件が完全義務化となるため、主任介護支援専門員の必要性はますます増えていく状況です。こうした状況を踏まえ、本市として市内の事業所における人材の確保、定着を支援するため、主任介護支援専門員の資格の取得等に係る研修費用の補助について、令和8年度から新たに予算化したものです。

なお、補助金の額ですが、1人につき1万円を限度とするものです。今後は、この補助制度の詳細を早い段階で取り決め、市内各介護サービス事業者宛てに周知を行ってまいります。

説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

これは何か皆様のほうからご意見とかご質問とかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

C委員 質問ではないのですが、実際私、主任介護支援専門員として勤務させていただいてまして、越谷市でこの法定研修の支援があるというので、私どもの事業所も含めてとても助かっておりますので、できたら今後ともこれが継続していただけたらなと思っております。

以上です。

議長 確かにこういうところでインセンティブというのでしょうか、何らかの行政もやれることをこういうふうに入材育成のために関わっていくというのは、これから求められていくのかなというふうに思います。もちろん額がどうかとか、いろんな課題はあるかもしれませんが、それは今、委員のおっしゃるとおりだと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 では、これをもって今日予定されていた議事は終了となるのではないかと思います。

皆様、貴重なご意見ありがとうございました。あと、先ほどの言われた、特にショートステイの問題と増床の問題、これは結構デリケートな問題なので、そういったところに今、市のほうとディスカッションいただいたこと、すごくよかったなと思っています。

それから、人材とか事業者に対してどういうインセンティブを働いていただけるようにするかということが非常に重要なことなので、これはまたあとは現場に任せるというのではなくて、市がどういうふうに関わっていくのかというのは、すごく求められる問題なのではないかなというふうに感じております。

では、皆様に感謝しつつ、進行は事務局にお返ししたいと思います。

司 会 星野会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。

5 その他

司 会 それでは、次第の5、その他について、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

司 会 ないようでしたら、事務局からの連絡事項に移らせていただきます。事務局から連絡事項が3点ございます。

まず、1点目でございますが、次回の会議につきましては、令和8年6月の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、正副会長と調整させていただきます、改めて委員の皆様にご連絡いたします。

次に、2点目でございますが、本日の会議録につきましては、後日作成できました段階で委員の皆様にご送付させていただきます。内容をご確認の上、次回

の会議にて確定していただければと存じます。

次に、３点目ですが、委員報酬につきまして、今回初めてご参加いただきました委員の方には請求書と返信用の封筒をお渡しいたします。必要事項をご記入後、ご返送をお願いいたします。継続してご参加いただいております委員の皆様につきましては、前回と同じ口座にお振り込みいたします。振込先の変更等がある方につきましては、事務局までお声がけください。

連絡事項は以上になります。

6 閉 会

司 会 最後に、閉会の言葉を久保田副会長からお願いいたします。

久保田副会長 皆様、本日もご参加ありがとうございます。何よりもこの協議会が成り立つ大前提としては、市民と一番近い市の職員の方のご尽力があつてのことだと思うのですが、人事異動の話も少し聞いております。今まで関わっていただき本当にありがとうございました。

今、介護保険条例の改正があつて、そういう中でもまだ介護保険の収入が減額しているという状況ですので、恐らく私たちに求められていることは、限られた額の中で、いかにその市民のニーズを吸い上げた中で優先順位をつけていくかというところが問題になってくるかなというふうに思っています。様々な課題があることは委員の皆様が一番よくお分かりですので、また次回お力をお借りして、１０期に向けて着実に計画が出来上がるように、またよろしくお願い申し上げます。

それでは、本会、終了いたします。ありがとうございました。

司 会 久保田副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和７年度第３回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。